

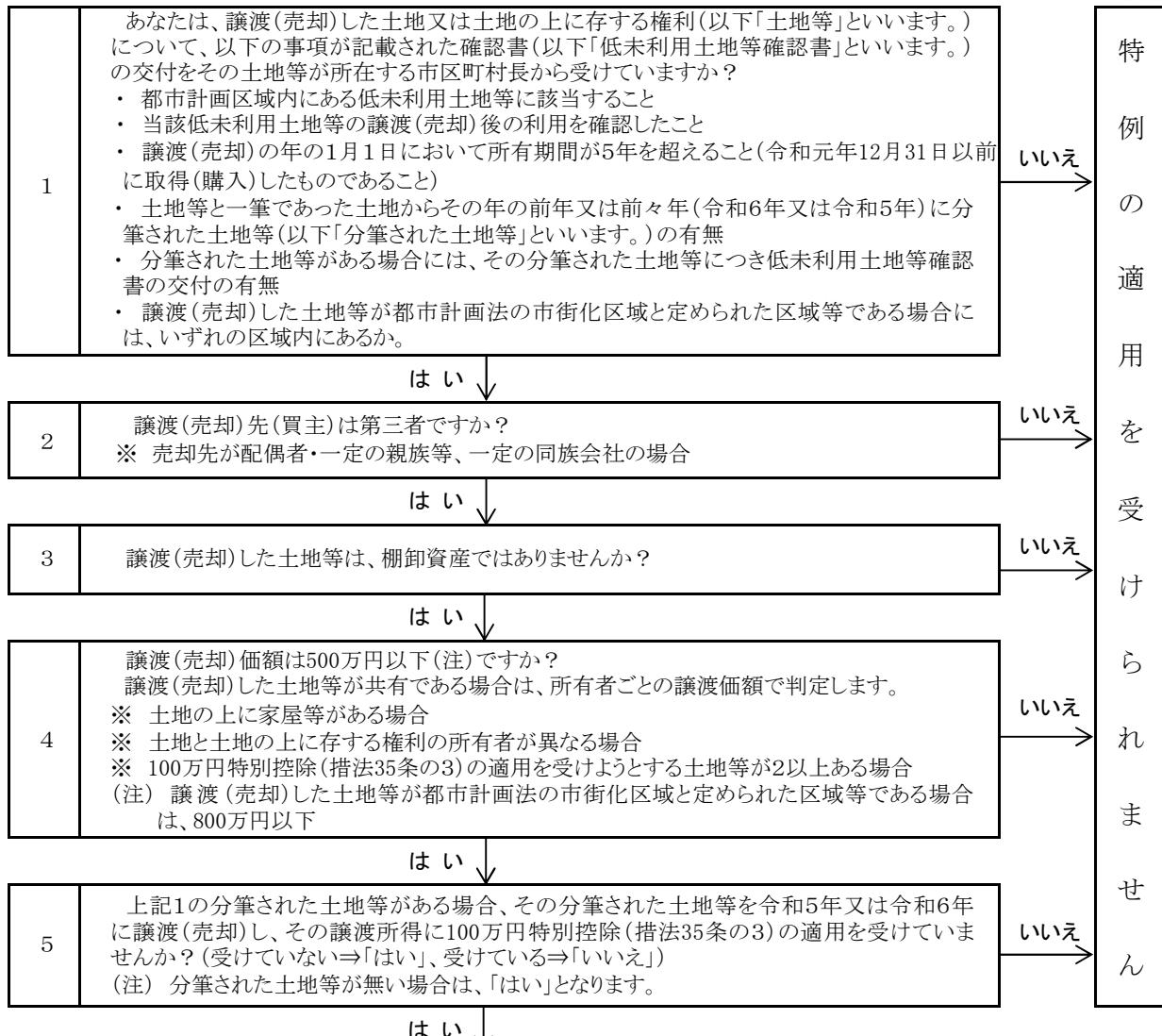
## 低未利用土地等を譲渡した場合の100万円の特別控除の特例チェックシート・措法35条の3

氏名 \_\_\_\_\_

☆ 「はい」「いいえ」を○で囲みながら進んでください。

☆ 「※」に該当する場合は、国税庁ホームページ(タックスアンサー)をご確認いただくか、職員にお尋ねください。

国税庁ホームページ(タックスアンサー)はこちら



譲渡益を限度として

特例の適用を受けることがあります

## 【留意事項】

- 他の特例との関係について  
所法第58条、措法第31条の2、第31条の3、第33条～第33条の4、第34条～第35条の2、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4、第37条の5、第37条の6、第37条の8の特例を適用する譲渡については、本特例の適用を受けることはできません。
- 基礎控除や配偶者特別控除などの所得控除の適用に当たっての合計所得金額の判定は、100万円の特別控除前の譲渡益の金額で判定します。

確定申告書に次の書類を添付して提出してください。

- 低未利用土地等確認書
- 売買契約書の写しその他の書類で譲渡対価が500万円以下であることを明らかにする書類  
(注) 譲渡(売却)した土地等が都市計画法の市街化区域と定められた区域等である場合は、800万円以下

## (参考)

☆ 「低未利用土地等」とは、土地基本法第13条第4項に規定する「低未利用土地」(居住の用、事業の用その他の用途に利用されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に利用されている土地の利用の程度に比し、著しく劣っている土地)やその低未利用土地の上に存する権利のことをいいます。